第 82 号議案

公立大学法人神戸市看護大学定款の一部の変更の件 公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を次のように変更する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市看護大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「変更部分」という。)及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「変更後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

(理事会の議決事項) 第18条 理事長は、次に掲げる事項を 決定しようとするときは、理事会の

変更後

(1) 「略]

議を経るものとする。

- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見<u>及び</u>中期計画に関する事項
- $(3) \sim (7)$ 「略]

(経営審議会の審議事項)

- 第21条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) [略]

変更前

(理事会の議決事項)

- 第18条 理事長は、次に掲げる事項を 決定しようとするときは、理事会の 議を経るものとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見<u></u>中期計画<u>及び年度計画</u>に関する事項
 - $(3) \sim (7)$ 「略]

(経営審議会の審議事項)

- 第21条 経営審議会は、次に掲げる事 項を審議する。
 - (1) [略]

- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見<u>及び</u>中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- $(3) \sim (8)$ [略]

(教育研究審議会の審議事項)

- 第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) [略]
 - (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見及び中期計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
 - $(3) \sim (11)$ [略]

- (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3)~(8) [略]

(教育研究審議会の審議事項)

- 第24条 教育研究審議会は、次に掲げ る事項を審議する。
 - (1) [略]
 - (2) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、神戸市看護大学の教育研究に関するもの
 - $(3) \sim (11)$ [略]

附 則

変更後の定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可があった日から施行する。

理由

地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方独立行政法人法 ぬきがき

(定款)

第8条 [略]

2 定款の変更は、設立団体(設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあっては、 設立団体及び加入設立団体(新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。))の議 会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、そ の効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りで ない。

3、4 [略]

(設立の認可等の特例)

第80条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」と あるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。